

京都府の省エネ・節電対策について

令和 8 年 6 月 25 日
京都府地球温暖化対策推進本部

今夏も関西広域連合では、温室効果ガス削減のため「関西夏のエコスタイル」として、夏季の省エネを呼びかけており、本府においても、府民・事業者に広く省エネを呼びかけているところです。

今夏は、国からの事前の節電要請はないものの、府庁においては、引き続き率先して省エネ行動・節電対策を徹底する取組を実施します。

1 府民・事業者等への省エネの呼びかけ

◆ 期 間 令和8年7月1日（水）～令和8年9月30日（水）

※ 熱中症予防対策等、健康に最大限配慮いただき、ご高齢の方や体調に不安のある方などは、それぞれのご事情のもと、無理のない範囲での省エネにご協力をお願いします。

<府民（家庭）向け>

➤ 省エネの取組例を紹介

※詳しくは、資源エネルギー庁「夏季の省エネメニュー ご家庭の皆様」をご覧ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/2026_summer/syoudenemenu_katei02.pdf

エアコン	○ 室内の冷やしすぎに注意し、無理のない範囲で室内温度を上げましょう。 ○ 目詰まりしたフィルターを清掃しましょう。 ○ 日中はすだれ、よしず、カーテンなどで窓からの日差しを和らげましょう。
照明	○ リビング等の部屋の明るさを下げましょう。 ○ 不要な照明は消しましょう。
冷蔵庫	○ 冷蔵庫の冷やしすぎを避け（強→中）、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込みすぎないようにしましょう。 ※食品の傷みにはご注意ください。 ○ 壁との間に適切な間隔を空けて設置しましょう。
テレビ	○ 省エネモードに設定して、画面の輝度を下げましょう。
温水洗浄便座	○ 温水のオフ機能、タイマー節約機能を利用しましょう。機能がない場合、使わないときはコンセントからプラグを抜きましょう。
待機電力	○ リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切り、長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜きましょう。（テレビ、パソコン、プリンターなど）
洗濯機	○ 洗濯は容量の8割以上を目安にまとめ洗いをしましょう。
乾燥機	○ 衣類乾燥機（洗濯機の乾燥機能含む）や浴室乾燥機は、部屋干しと併用して使用時間を短くしましょう。

<事業者向け>

➤ 京都府省エネ対策連絡調整会議や関係団体を通じた呼びかけを実施

※省エネの取組例等は、資源エネルギー庁「夏季の省エネメニュー 事業者の皆様」をご覧ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/2026_summer/syoudenemenu_jigyosha02.pdf?update=260610

2 省エネ・節電の取組に係る府の支援等

<府民（家庭）向け>

- 京都府住宅脱炭素化促進事業補助金（京都府 ZEH・高断熱窓改修補助金）
- 省エネ・節電相談所の開設
- 家庭向け自立型再生可能エネルギー設備補助金
- スマート・エコハウス促進融資
- 京都再エネコンシェルジュによる再エネ導入相談支援
- 初期投資ゼロ事業の登録事業者が設置する太陽光発電設備に対する補助金（京都0円ソーラー）
- 太陽光発電設備等共同購入事業
- 夏休みCO2ゼロチャレンジ！

<事業者向け>

- 再エネ条例※に基づく建築物の義務量を超えた太陽光発電設備等の導入に対する補助金
 - ソーラーカーポートや農地、ため池への太陽光発電設備等の導入に対する補助金
 - マンションへの太陽光発電設備等の導入に対する補助金
 - 再エネ条例※に基づく自立的地域活用型再生可能エネルギー導入支援制度
 - 京都府サプライチェーン省エネ推進事業補助金
 - 京都府 ZEB アドバイザー派遣事業
 - 京都ゼロカーボン・フレームワークを活用したサステナビリティ・リンクローンの実施
- ※再エネ条例：京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

3 京都府庁の省エネ・節電対策

◆期間 令和8年7月1日（水）～令和8年9月30日（水）

<勤務スタイル>

- 第1・第2ノー残業デー、グループ定時退庁デー及び府庁育児の日（毎月19日）の取組徹底、定時退庁の推進、20時までの退庁の励行など時間外勤務の縮減に努める。

<エコ行動の徹底>

- ペーパーレス化を徹底し、コピー機、プリンターの使用を削減する。
- 勤務時間前や昼休みは、原則として完全消灯を実施する。
- やむを得ず時間外勤務を行う場合、必要箇所以外の消灯を徹底する。
- 冷房効率を高めるために、カーテン、ブラインド等の活用による断熱・遮熱対策を実施する。
- 冷房運転前（始業前）の窓開けによる外気（冷気）の取り入れを徹底する。
- 冷房を使用する場合は、適正冷房（室温28℃目安）になるように設定する。
- 清潔端正を保ち、品位の保持、気候に合わせた健康管理に配慮しながら、上着無しや半袖、ポロシャツ（無地、ワンポイント可）の着用等空調の適温管理に対応した軽装勤務を実施する。
- 府主催の会議・イベント等において、府職員以外の出席者にも軽装の協力を要請する。

<電力需給ひっ迫時の対応>

政府から電力需給ひっ迫警報・注意報（※）が発令された場合の、ひっ迫時間帯にあわせた対応

- 業務に支障の無い範囲で空調温度の引き上げを行う。
- エレベーターを1/2停止する。
- 政府の節電要請や電力需給ひっ迫警報・注意報の内容に応じて、業務上支障の無い範囲で、上下水道施設における運用変更によりピーク電力の削減を行う。
- その他、業務に支障の無い範囲で最大限の節電を行う。

※電力需給がひっ迫する見通しとなった場合、資源エネルギー庁から、前日16時を目処に、広域予備率が5%を下回る場合には電力需給ひっ迫注意報、3%を下回る場合には電力需給ひっ迫警報が発令されます。